

上場株式の配当金の申告不要制度

Q : 私は給与所得の他に、上場株式の配当金収入が15万円ほどありますので、毎年確定申告をしています。

今年度から、配当金の金額にかかわらず確定申告の必要がなくなったと聞きましたが、申告をしなくても、配当控除の適用が受けられるのでしょうか？

A : 申告不要制度を選択した場合は配当控除の適用を受けることはできませんが、申告不要制度を選択せず確定申告すれば、配当控除の適用を受けることができます。

【解説】

平成15年4月1日以後に支払を受ける配当金については、一定の大口株主を除き、配当の金額にかかわらず確定申告の必要がないこととされるとともに、申告不要制度を選択する場合は、配当控除の適用を受けることはできないこととなりました。

ただし、申告不要制度を選択せず確定申告をする場合は、配当控除を受けることができます。

また、申告不要制度を選択した配当所得は、老年者控除など、適用要件に所得の制限が設けられている規定の適用の可否を判定する際の基礎となる所得の金額には、含まないこととされています。

なお、今年4月1日から平成20年3月31日までに支払を受ける配当金の源泉徴収税については10%の軽減税率が適用されます。

